

# 障害者差別解消法のポイント

～合理的配慮を中心に～

---

弁護士法人バディ

パートナー弁護士 龍田 真人

2026年1月29日 吹田市障がい者差別解消支援専門部会

# 自己紹介

-profile-



弁護士法人バディ  
-Buddy Legal professional  
Corporation-

パートナー弁護士  
**龍田 真人**

Tatsuta Masahito

大阪弁護士会  
高齢者・障がい者総合支援センター  
(ひまわり)委員

## 経歴

平成23年 司法試験合格

平成24年 大阪市内の法律事務所に勤務

平成31年 大阪市内の法律事務所へ移籍後パートナーに就任

令和02年 大阪バディ法律事務所にパートナーとして参画

令和03年 吹田市障害者差別解消支援地域協議会 アドバイザー

令和04年 大阪労働局 大阪紛争調整委員会委員(あっせん委員)(現任)

令和07年 弁護士法人バディ設立(法人化)

# 今日お伝えしたいこと

---



合理的配慮の考え方



法律によりどうなるか

# 障害者差別解消法の沿革

---

2006年	国連で障害者権利条約採択
2007年	日本が障害者権利条約に署名 その後、障害者基本法等が成立、施行
2013年	障害者差別解消法の交付
2016年4月1日	障害者差別解消法の施行
2021年6月4日	改正障害者差別解消法の交付
2024年4月1日	改正障害者差別解消法の施行

# 障害者差別解消法がどう変わったのか



## 事業者の合理的配慮の提供が義務化

障害者差別解消法第8条2項

改正前

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。【努力義務】

しなければならない。【法的義務】

# 障害者差別解消法のポイント

改正前

	行政機関	民間の事業者
不当な差別的取扱いの禁止	法的義務	法的義務
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務
環境の整備	努力義務	努力義務



現 行

	行政機関	民間の事業者
不当な差別的取扱いの禁止	法的義務	法的義務
合理的配慮の提供	法的義務	法的義務
環境の整備	努力義務	努力義務

# 合理的配慮の提供について

## 障害者差別解消法第8条2項

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。



- ① その事業を行うに当たり
- ② 障害者から…意思の表明があった場合
- ③ その実施に伴う負担が過重でないときは
- ④ 障害者の権利利益を侵害することとならないよう
- ⑤ 性別、年齢及び障害の状態に応じて
- ⑥ 社会的障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮をしなければならない

# 基本方針と対応指針

## 障害者差別解消法

### 政府

差別解消の推進に関する基本方針の策定(第6条)

### 主務大臣

基本方針に即して、民間事業者の義務(第8条)に関し、対応指針の策定(第11条)

内閣府



基本方針

主務大臣



対応指針

※2024年4月から改正施行

# こんな場合はどうなるか

case

車椅子を利用するAさんは、大腿骨頭壊死症により骨が折れやすくなっているため、バスに乗車する際に、車椅子を固定するベルトの使用ができないと申告した。バス会社は、固定できないのであれば乗車させられないと拒否した。なお、他の事業者が運行するバスでは固定せずに乗ることができている

# こんな場合はどうなるか

---

合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる事例

車椅子利用における乗降介助や駅構内の移動介助、…その他特性に応じた社会的障壁の除去に関する申出に対して、「何かあったら困る」という抽象的な理由や「特別扱いはできない」という一方的な理由で、当該申出を断る。

(国土交通省の対応指針より)

# こんな場合はどうなるか

---

先ほどのケースでは…

バス事業者にとっては安全な輸送を行うために車椅子を固定することが重要であるという点をAさんに説明し、理解を得た上で、代替可能な手段がないか相談者に改めて確認したところ、車椅子の上部を固定すれば対応が可能とのことであった。

(内閣府HPより)

# 民間の事業者の対応

## 合理的配慮の提供義務

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合

必要かつ合理的な配慮の提供をする。

過度な負担でない限り。

### 考慮要素

- 事業への影響の程度  
(事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、  
人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事業規模
- 財政・財務状況

求められたことに応じる  
義務ではない。

# 民間の事業者の対応

---



対話をし、基本方針や対応指針を参考に対応

- その場面で、何が「必要かつ合理的な配慮」なのか
- 対応できない場合、その理由を説明し、代替案を提案する
- 代替案が出たら検討する

# 民間の事業者が違反した場合

## 障害者差別解消法上の罰則

- 不当な差別取扱いや合理的配慮の提供義務違反に対し、特に必要があるときは、主務大臣が事業者に対し、報告を求め、または助言、指導、勧告をすることができる。
- これに対し、事業者が報告をせず、または嘘の報告をした場合には、20万円以下の過料が課せられる。(法26条、12条)

不当な差別や提供義務違反に対する罰則ではない

## 法的リスク

事業者の合理的配慮の提供義務違反を理由に不法行為に基づく損害賠償請求(民法709条)のリスク

## 社会的リスク

事業者に対する世間からのネガティブなイメージ(レピュテーションリスク)